



介護事業者様



# 介護未経験者確保等助成金のご案内

経験のない介護従事者の雇い入れをする事業主様を支援する国の助成金です！

平成20年度第2次補正予算の成立により、助成額等が大幅に拡充されました。

さめじま社会保険労務士事務所

Samejima Sr. Office



## 平成20年第2次補正予算の成立による受給額等の大幅拡充！

### 介護参入特定労働者の雇入れの場合、6ヶ月で1人あたり50万円

雇入れた介護関係業務の未経験者が、さらに「介護参入特定労働者(※)」である場合、助成金の支給額が**倍額**になります。(下表参照)

※介護参入特定労働者とは・・・

介護関係業務の未経験者であり、かつ、以下のいずれにも当てはまる方をいいます。

- ① 雇入れ日時点で25歳～39歳である方
- ② 過去1年間に雇用保険被保険者でなかった方

| 助成対象期間(1年間)の助成額           | 支給対象期(6ヶ月間)ごとの助成額                  |
|---------------------------|------------------------------------|
| 50万円まで                    | 第1期25万円、第2期25万円                    |
| (介護参入特定労働者の場合)<br>100万円まで | (介護参入特定労働者の場合)<br>第1期50万円、第2期50万円) |

拡充部分

大幅拡充



## 平成20年第2次補正予算の成立による受給額等の大幅拡充！その③

### 企業規模に応じて、助成の対象となる労働者数を拡大

対象労働者は  
3人まで



事業主（企業単位）の雇用する雇用保険被保険者の総数に応じて、助成の対象となる労働者数を拡大



※ 介護事業と兼業して他の事業を行う事業主の場合、介護事業を行う事業所における被保険者の総数で見ます。



**大幅拡充**

| 雇用保険被保険者の総数  | 対象労働者数        |
|--------------|---------------|
| 200人未満       | 3人まで          |
| 200人以上300人未満 | 6人まで          |
| 300人以上400人未満 | 9人まで          |
| 400人以上500人未満 | 12人まで         |
| 500人以上600人未満 | 15人まで         |
| 600人以上700人未満 | 18人まで         |
| 700人以上       | 20人まで<br>(上限) |



good partner

## 介護未経験者確保等助成金とは？

介護関係業務の未経験者を、**雇用保険一般被保険者**（短時間労働者を除く。）として雇い入れた場合で、**1年以上継続して雇用**することが確実に認められる場合に、事業主への支援として助成する国の制度です。

（※平成20年12月1日以降の雇い入れが対象です。）

少子化が進む中で、福祉・介護サービスの充実に対するニーズはますます高まっています。このため、新たな人材を確保するために、介護関係業務の経験者だけでなく、経験のない方も積極的に雇い入れ、育成し、定着させていくことが重要となってきます。本助成金は、介護業務の未経験者の確保と定着の促進に取り組む事業主の方を支援する制度です。

### 助成額

介護関係業務の未経験者を1人につき、6ヶ月間の支給対象期間ごとに**25万円**

（※介護参入特定労働者（注）の場合は**50万円**）を助成

支給は、第1期・第2期に分けて行い、助成対象期間（雇い入れから1年間）に**50万円**

（★介護参入特定労働者の場合は**100万円**）まで受給できます。

（※）25歳以上40歳未満の方で、過去1年間に雇用保険被保険者でなかった方





good partner

# 対象労働者は…？

以下の項目にすべて当てはまる労働者が対象となります。

## 対象労働者

- 介護関係業務の未経験者(※)であること。
- 介護関係業務に専ら従事する者として雇い入れること。
- 雇用保険の一般被保険者(ただし、1週間の所定労働時間が30時間未満の者は除く。)として雇い入れること。
- 過去1年間に同一の事業主の下で雇用された者でないこと。
- 資本的及び経済的関連性等からみて独立性を認められない事業主からの雇い入れてないこと。

## ※ 対象となる「介護関係業務未経験者」とは

たとえば…

●前職(介護関係以外)を辞職して休職中の方 ●年長フリーターの方 ●主婦の方  
など、介護関係の資格を取得しているかどうかにかかわらず、これまで雇用契約のもとに介護関係の仕事に携わったことのない方が対象です。

※ ただし、満65歳以上の者及び新規学卒者(最終学歴の大学、短大、専門学校、高校、中学、養成施設等を卒業した月の翌月から起算して1年を経過しない者)は除きます。

※ 例えば、登録ヘルパーや派遣労働者として介護業務に従事したことがある方は対象外となります。

## 介護関係業務の未経験者の雇い入れ

### 福祉・介護サービス

- 人材の確保
  - 求人充足率の改善
  - 離職率の低下
- ⇒**介護を支える人材の確保**  
**介護サービスの質の向上**

### 個々の介護事業主

- 職員の確保、業務の負担軽減
  - 労働条件の改善や教育訓練の実施など、雇用管理の改善
- ⇒**職員全体の定着率アップ**  
**質の良いサービスの提供**





good partner

## 支給の対象となる事業主は・・・？

以下の項目にすべて当てはまる事業主が受給できます。

### 支給の対象となる事業主

- 雇用保険の適用事業主であること
  - 介護サービスの提供を業として行う介護関連事業主であること(兼業でも可)
  - 介護関係業務の未経験者を雇用保険一般被保険者(ただし、1週間の所定労働時間が30時間未満の者は除く。)として雇い入れ、助成対象期間終了後も継続して雇用することが確実であると認められる事業主であること。
  - 「介護労働者雇用管理責任者(※)」を選任し、周知していること。
  - 雇い入れ日の前日から起算して6ヶ月前の日から支給申請までに、雇用保険被保険者を事業主都合で解雇(勸奨退職を含む。)していない事業主であること。
  - 雇い入れ日の前日から起算して6ヶ月前の日から支給申請までに、特定受給資格者(注)となる離職理由の被保険者が、雇い入れ日における被保険者数の総数の6%を超えていないこと(特定受給資格者となる離職理由の被保険者が3人以下の場合を除く。)
- (注)倒産・解雇等により再就職の準備をする余裕がなく離職を余儀なくされた受給資格者のうち、離職区分が「解雇(1A)」または「事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職(3A)」とされる離職理由により離職した者として受給資格を決定された者。
- 過去に、本助成金の支給を受けた場合は、最後に支給決定された日の翌日から起算して1年を経過した後、新たに対象労働者を雇い入れた事業主であること。
  - 労働者の離職、雇い入れ、賃金の支払等の状況を明らかにする書類を整備していること

### ※介護労働者雇用管理責任者とは・・・？

介護労働者雇用管理責任者は、介護労働者の雇用管理の改善への取り組み、介護労働者からの相談への対応、その他介護労働者の雇用管理の改善等に関する事項の管理業務を担当する方です。上記取り組みにより、介護労働者にとって魅力ある職場づくりのお手伝いをさせていただき役割を担います。事業所ごとに介護労働者雇用管理責任者を選任し、氏名の掲示等により従業員の方に周知し、活用してください。





good partner

## 不支給となる場合！

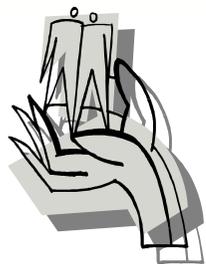
以下の項目に当てはまる場合は支給できません。

### ◇不支給となる場合◇

- 雇入れ日の前日から過去1年間に、事業主において雇用していた労働者を雇入れた場合。
- 資本的・経済的・組織的に密接な関連性のある事業主に過去1年間に対象労働者を雇用していた場合。
- 支給対象期における対象労働者の賃金を、支給申請を行うまでに支払い終えていない場合。
- 職業紹介、労働者の募集の時点と異なる条件で雇入れた場合で、対象労働者に対し労働条件に関する不利益又は違法行為があり、かつ、当該対象労働者から求人条件が異なることについて申出があった場合。
- 雇入れに係る事業所において成立する保険関係に基づく前々年度より前の年度に係る労働保険料を滞納している場合。
- 偽りその他の不正行為により本来受けることの出来ない助成金等を受け、又は受けようとしたことにより3年間にわたる不支給措置が執られている場合。
- 労働関係法令の違反を行っていることにより助成金を支給することが適切でないと思われる場合。

### ご 注 意！

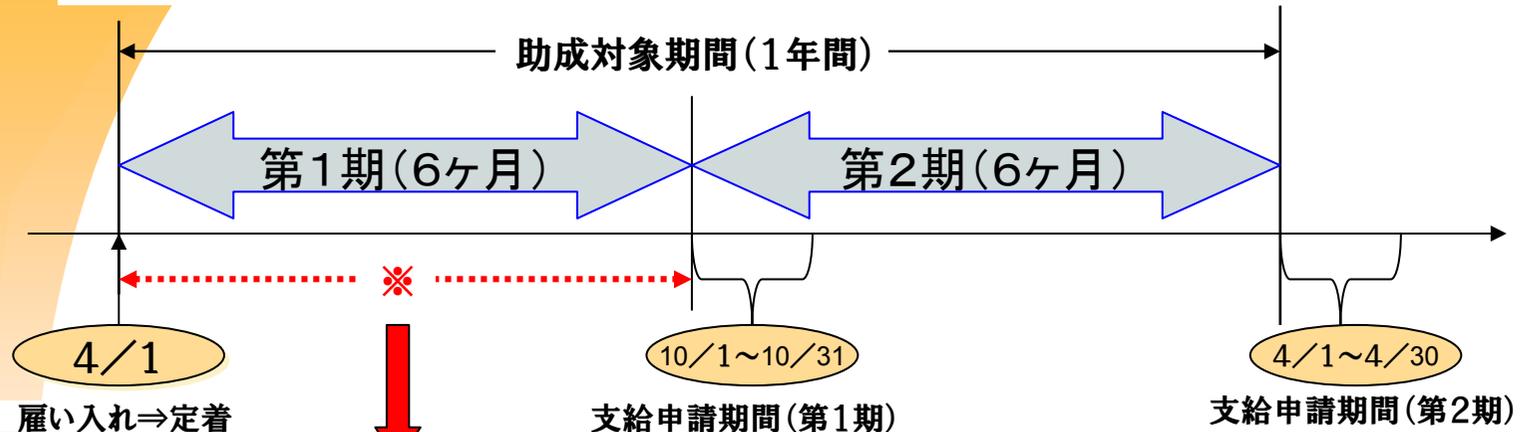
上記に記載がある以外にも、助成金支給のための要件があります。  
判断は、神奈川県労働局が行います。





# 助成金受給の流れ

(例) 対象労働者を4月1日に雇入れた場合



※ 2人目以降の未経験者は、最初の未経験者の第1期支給対象期が満了するまでに雇い入れた場合に対象となります。

介護関係業務の未経験者を雇い入れます。(ただし、助成対象となるのは1事業主3名まで。)

雇い入れ日から6ヶ月を満了した日の翌日から起算して1ヶ月の間に、管轄ハローワークに対して助成金支給申請を行います。

提出された支給申請の内容や添付書類等について、支給要件に照らして審査し、適正であると認められるときは、助成金の支給を決定し、助成金が支給されます(第1期)。

- 第1期満了後も継続して6ヶ月定着した場合で、第2期の支給を受けようとする時は、同様に支給申請を行う。
- 第1期の支給申請をしていなくても、第2期の支給申請ができます。その場合、第1期については受給できない。
- 支給申請期間内に特段の理由なく申請を行わなかった場合、原則として支給を受けることができない。
- 対象労働者が支給対象期の途中で離職した場合は、原則として支給を受けることはできない。

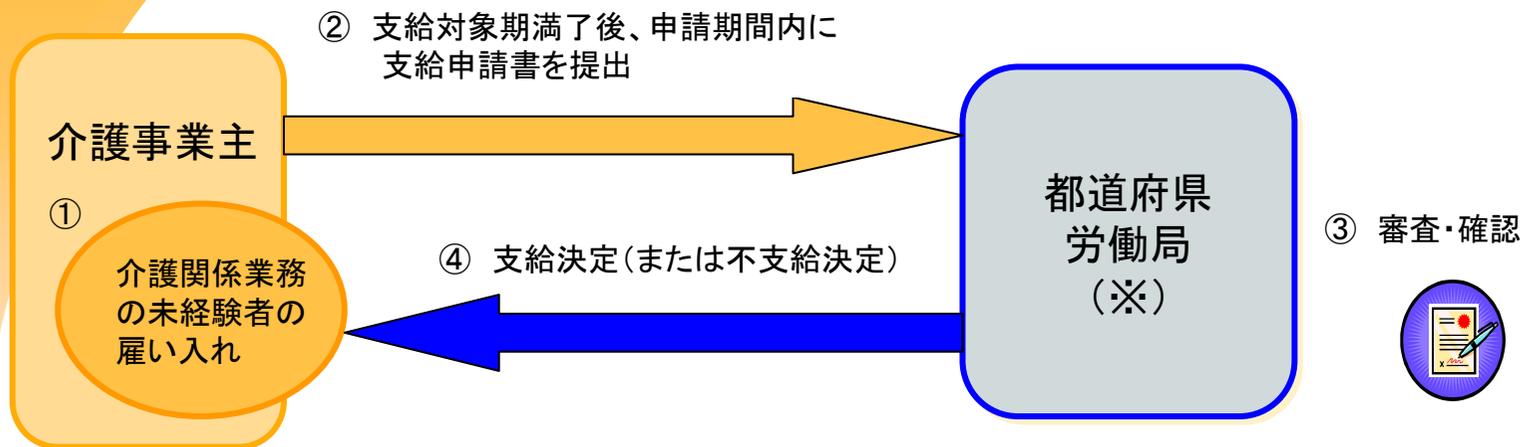
ここでは雇い入れ日を起算日としていますが、賃金締切日が定められている場合は、雇い入れ日の直後の賃金締切日の翌日が助成対象期間の起算日となります。賃金締切日に雇い入れた場合は雇い入れ日の翌日、賃金締切日の翌日に雇い入れた場合は雇い入れ日が起算日となります。





good partner

# 手続きの流れ



※ 支給申請書等は、申請事業主の主たる事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に提出。  
最寄りの公共職業安定所に提出できる場合もあります。

## 申請書類

- ① 介護未経験者確保等助成金支給申請書
- ② 介護未経験者確保等助成金支給申請額内訳書
- ③ 介護未経験者確保等助成金対象労働者雇用申告書
- ④ 支給対象事業主確認票
- ⑤ 登記簿謄本履歴事項全部証明書(原本)
- ⑥ 介護保険指定通知書(写)
- ⑦ 介護給付費等支払決定通知書及び内訳書(写)
- ⑧ 組織図
- ⑨ 介護労働者雇用管理責任者選任届 又は 介護労働者雇用管理責任者通知書(写)
- ⑩ 賃金台帳(写)
- ⑪ 出勤簿(写) 又は タイムカード(写)
- ⑫ 履歴書(写)
- ⑬ 職務経歴書(写)
- ⑭ 雇用契約書(写) 又は 雇入れ通知書(写)
- ⑮ 労働者名簿(写)
- ⑯ 就業規則、賃金規定等(写)





# 助成金の対象となる介護関係業務

## ■介護保険法の規定によるサービス

### 都道府県が指定・監督を行うサービス

#### 介護給付を行うサービス

##### ■居宅サービス

###### 【訪問サービス】

- ・訪問介護
- ・訪問入浴介護
- ・老人訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・居宅療養管理指導

###### 【通所サービス】

- ・通所介護
- ・通所リハビリテーション

###### 【短期入所サービス】

- ・短期入所生活介護
- ・短期入所療養介護

###### 【その他居宅サービス】

- ・特定施設入居者生活介護
- ・福祉用具貸与
- ・特定福祉用具販売

##### ■施設サービス

- ・介護福祉施設サービス
- ・介護保健施設サービス
- ・介護療養施設サービス

##### ■居宅介護支援

- ・居宅介護支援

#### 予防給付を行うサービス

##### ■介護予防サービス

###### 【訪問サービス】

- ・介護予防訪問介護
- ・介護予防訪問入浴介護
- ・介護予防訪問看護
- ・介護予防訪問リハビリテーション
- ・介護予防居宅療養管理指導

###### 【通所サービス】

- ・介護予防通所介護
- ・介護予防通所リハビリテーション

###### 【短期入所サービス】

- ・介護予防短期入所生活介護
- ・介護予防短期入所療養介護

###### 【その他の介護予防サービス】

- ・介護予防特定施設入居者生活介護
- ・介護予防福祉用具貸与
- ・特定介護予防福祉用具販売





## 助成金の対象となる介護関係業務 その式

### 市町村が指定・監督を行うサービス

#### 介護給付を行うサービス

##### ■地域密着型サービス

- ・夜間対応型訪問介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

#### 予防給付を行うサービス

##### ■地域密着型介護予防サービス

- ・介護予防認知症対応型通所介護
- ・介護予防小規模多機能型居宅介護
- ・介護予防認知症対応型共同生活介護

##### ■介護予防支援

- ・介護予防支援

### その他の介護サービス

- ・障害福祉サービス
- ・地域活動支援センターにおいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護及び機能訓練
- ・知的障害児施設において行われる入浴、排せつ、食事等の介護
- ・知的障害児通園施設において行われる入浴、排せつ、食事等の介護
- ・盲ろうあ児施設において行われる入浴、排せつ、食事等の介護
- ・肢体不自由児施設において行われる入浴、排せつ、食事等の介護
- ・重症心身障害児施設において行われる入浴、排せつ、食事等の介護
- ・身体又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者の居宅において行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話
- ・特定福祉用具販売及び特定予防福祉用具販売以外の介護福祉用具の販売
- ・その他、厚生労働大臣が定める福祉サービス又は保健医療サービス





good partner

## ご 注 意!

- この助成金は、労働者を雇い入れた場合に直ちに支給されるものではありません。支給対象期間満了後、支給申請を行い、支給決定を受けた場合に支給されるものです。支給申請等の内容によっては審査には時間がかかることがあります。  
また、助成金の支給は口座振り込みで行われます。支給決定を通知されてから、申請のあった口座に支給されるまでに期間を要する場合があります。
- 支給申請書等の記載事項を確認するため、必要に応じて書類の提出又は提示を求められることがあります。  
なお、これらの確認に協力が得られず、支給要件に照らして支給申請書等の内容に疑義があるときは、助成金が支給されないことがあります。
- 同一の事由により、求職活動等支援助成金、特定求職者雇用開発助成金、緊急就職支援者雇用開発助成金、中核人材活用奨励金、沖縄若年者雇用促進奨励金、地域再生中小企業創業助成金、中小企業基盤人材確保助成金、介護基盤人材確保助成金、介護雇用管理助成金、訓練等支援給付金、職業能力評価推進給付金、地域雇用開発能力開発助成金、中小企業雇用創出等能力開発助成金、中小企業労働時間適正化促進助成金又は試行雇用奨励金の支給を受けた場合には、助成金は支給されません。
- 申請日において、労働保険料を2年を超えて滞納している事業主については助成金は受給できません。
- 申請する日から遡って3年以内に、偽りその他の不正行為により、雇用保険二事業に係る各種給付金を受け、又は受けようとした事業主については助成金は受給できません。
- この助成金は国の助成金制度の一つですので、受給した事業主については、国の会計検査院の対象となることがあります。関係書類については、5年間整理保存が必要です。

弊事務所が支給申請書類の作成・提出代行をいたします・・・。

**報酬は、安心な成功報酬制です。受給後、受給額の15%を申し受けます。**

